



発行 新潟県  
**第 93 号**  
 令和3年11月30日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

54 新潟県職員職務発明規則の一部を改正する規則（管財課）

告 示

- 1282 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1283 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 1284 換地処分（農地整備課）
- 1285 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1286 道路の区域変更（道路管理課）
- 1287 道路の供用開始（道路管理課）
- 1288 道路の区域変更（道路管理課）
- 1289 道路の供用開始（道路管理課）
- 1290 道路の区域変更（道路管理課）
- 1291 道路の供用開始（道路管理課）
- 1292 道路の区域変更（道路管理課）
- 1293 道路の供用開始（道路管理課）
- 1294 道路の区域変更（道路管理課）
- 1295 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）

規 則

新潟県職員職務発明規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第54号

新潟県職員職務発明規則の一部を改正する規則

新潟県職員職務発明規則（昭和40年新潟県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(審査会の組織)	(審査会の組織)
第18条 (略)	第18条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 委員は、 <u>管財課長、地域産業振興課長、創業・イノベーション推進課長、農業総務課長、工業技術総合研究所長、醸造試験場長及び農業総合研究所長の職にある者</u> をもって充てる。	4 委員は、管財課長、創業・イノベーション推進課長、農業総務課長、工業技術総合研究所長、醸造試験場長及び農業総合研究所長の職にある者をもって充てる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第1282号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和3年11月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 南魚沼市民病院
- 2 所 在 地 南魚沼市六日町2643番地1
- 3 有効期間 令和3年12月18日から  
令和6年12月17日まで

◎新潟県告示第1283号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和3年11月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	29者	豊町3丁目2576番1ほか240筆 34.4ha
阿賀野市	10者	下里鉄道上326番ほか106筆 13.6ha
胎内市	3者	羽黒宮下741番1ほか45筆 5.4ha
聖籠町	1者	三賀東高103番1ほか5筆 0.3ha
新潟市	29者	北区内島見前潟2788番ほか306筆 38.2ha
三条市	1者	鬼木新田2621番ほか2筆 1.0ha
燕市	2者	又新焼野1239番ほか199筆 12.7ha
長岡市	7者	川崎町花子1678番ほか12筆 1.1ha
魚沼市	2者	長鳥川端甲1398番ほか5筆 0.5ha
十日町市	1者	鶴吉381番5ほか4筆 0.4ha
佐渡市	37者	羽吉深町1821番ほか152筆 24.7ha
合 計	122者	1,087筆 132.3ha

2 認可年月日

令和3年11月30日

◎新潟県告示第1284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、上越市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備（農地環境整備）事業水野下牧地区に係る換地処分をした。

令和3年11月30日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第1285号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を定めたので、令和3年12月1日から令和3年12月28日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月30日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名（換地区名）	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	六箇（中条津）	換地計画書の写し	十日町市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間を経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山北関川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市岩石字下川原12番から	新	5.2～9.6メートル	116.7メートル
同市岩石字下川原30番15まで	旧	5.2～7.0メートル	116.7メートル

◎新潟県告示第1287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 山北関川線
- 2 供用開始の区間  
村上市岩石字下川原12番から同市岩石字下川原30番15まで
- 3 供用開始の期日 令和3年11月30日

◎新潟県告示第1288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡栃尾巻線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
加茂市若宮町一丁目3736番5から	新	6.9～29.4メートル	279.4メートル
同市五番町3636番1まで	旧	5.5～29.4メートル	279.4メートル

◎新潟県告示第1289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 長岡栃尾巻線
- 2 供用開始の区間  
加茂市若宮町一丁目3736番5から同市五番町3636番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年11月30日

◎新潟県告示第1290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 出戸村松線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
加茂市大字下大谷字中田1480番から	新	6.2～19.6メートル	1,098.4メートル
同市大字中大谷字日渡622番まで	旧	5.0～14.2メートル	1,095.3メートル

◎新潟県告示第1291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 出戸村松線
- 2 供用開始の区間  
加茂市大字下大谷字中田1480番から同市大字中大谷字日渡622番まで
- 3 供用開始の期日 令和3年11月30日

◎新潟県告示第1292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 出戸村松線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
加茂市大字上大谷字中道818番1から	新	5.8～16.6メートル	369.8メートル
同市大字上大谷字中道802番まで	旧	5.8～10.0メートル	367.8メートル

#### ◎新潟県告示第1293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 出戸村松線
- 2 供用開始の区間  
加茂市大字上大谷字中道818番1から同市大字上大谷字中道802番まで
- 3 供用開始の期日 令和3年11月30日

#### ◎新潟県告示第1294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 出戸村松線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
加茂市大字中大谷字日渡622番から	新	8.4～24.3メートル	205.2メートル
同市大字上大谷字中道818番1まで	旧	(A) 5.2～18.0メートル	212.9メートル
		(B) 5.0～18.0メートル	213.8メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

#### ◎新潟県告示第1295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月30日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 県道 出戸村松線
- 2 供用開始の区間  
加茂市大字中大谷字日渡622番から同市大字上大谷字中道818番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年11月30日

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年11月30日

新潟県知事 花角英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 イオン県央ショッピングセンター  
所在地 燕市井土巻字切間710  
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更しようとする事項  
駐車場の収容台数  
（変更前）収容台数 1,113台  
（変更後）収容台数 627台
- 3 変更年月日  
令和4年7月20日
- 4 変更の理由  
立体駐車場の老朽化による解体が必要となるため
- 5 届出年月日  
令和3年11月19日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
（なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
令和3年11月30日から令和4年3月30日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援係  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp